

本県の各行政委員会の活動状況等

(1) 監査委員	2
(2) 公安委員会	4
(3) 教育委員会	6
(4) 人事委員会	8
(5) 選挙管理委員会	10
(6) 労働委員会	12
(7) 海区漁業調整委員会	14
(8) 内水面漁場管理委員会	16
(9) 収用委員会	18

行政委員会活動状況等一覧

名称	監査委員	委員数	3名(外常勤1名) (地自法196)	任期	4年(識見委員) (再任可:規定なし)(地自法197)				
設置目的 (根拠条文)	<p>監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務の執行について監査をすることができる。(地自法199)</p>								
委員の 職責	<p>本県財政が非常に厳しい状況下において、平成20年度において、平成19年度以前の会計年度に係るものではあるが不適正な経理処理が確認されたことにより、公正な行財政運営に対する県民の関心は一段と高まってきており、これまで以上に監査の重要性は増している。</p> <p>このため、監査の着眼点や手法について随時見直しを行いながら、効果的・効率的に監査を進めることとしている。また、各種の研修会に積極的に参加することで、能力や監査技術の向上を図り、監査内容の充実・監査体制の強化に努めている。</p>								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 年12回 平均約2時間 臨時会 年10回 平均1時間20分	事業概要聴取、委員監 査、委員講評、出納検 査等	出席0回 (代表監査委員が対 応)	全都道府県監査委員 協議会連合会総会、東 北六県・北海道監査委 員協議会等					
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員監査を出先機関で行う場合、移動時間も含めて、丸一日拘束される。(1日3～4件、1件30分～1時間程度かかる。)</p> <p>イ 定例の委員協議会については、原則として毎月28日午後開催している(所要約2時間)。</p> <p>ウ 平成20年度に開催した臨時の委員協議会はすべて住民監査請求に関する合議等であり、1回当たり平均1時間20分を要している。</p> <p>エ 年4回、定例会開催日の午前中に、委員が直接関係機関から説明を受けて例月出納検査を行っている。(所要1時間30分、来年度以降年2回の予定。)</p> <p>オ 定期監査の冒頭、本庁各課から事業概要聴取を行っており、平成20年度は延べ5日間、1日平均5時間を要し、監査結果の講評も全委員が出席して行っている(所要2時間)。</p> <p>カ このほか、各委員は東京都で開催される全監連総会(1日)、全監連主催の研修会(3日)、東北六県・北海道監査委員協議会(各道県持ち回り・1日)等にも出席している。</p>								
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会 議	行事等	回数計	日数計	備 考
	委員	元木 篤子	(株)元木商店取締役	178,000	22	61	83	72	
	"	相川 正光	青森県議会議員	101,000	15	38	53	49	阿部委員
"	三橋 一三	青森県議会議員	101,000	11	30	41	40	森内委員	

名称	監査委員
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 財務事務に関する定期監査(毎会計年度少なくとも1回以上、期日を定めて実施)及び随時監査(必要があると認めるときはいつでも)の実施(地自法199) 2 行政事務監査(必要があると認めるとき)の実施(地自法199) 3 財政的援助団体等の監査(必要があると認めるとき、又は長の要求があるとき)(地自法199) 4 住民の監査請求による監査(地自法242) 5 出納検査(毎月例日を定めて実施)(地自法235の2 、地公企令22の5) 6 普通会計、公営企業会計及び基金の決算審査(地自法233 、241 、地公企法30) 7 財政健全化審査(財政健全化法3 、22)
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 監査は、事務局による予備監査、予備監査結果の委員協議会(月1回)での合議(結果の確定)、委員監査及び講評、監査結果の公表、措置結果の公表、という流れで実施する。</p> <p>イ 行政事務監査については、定期監査時に一般行政監査を実施するほか、毎年特定のテーマを定めて特定行政監査を実施している。</p> <p>ウ 県が出資・出捐している団体、公の施設の指定管理団体及び県費単独補助金を交付している団体(財政的援助団体等)に対する監査は、実施要領等を定めて対象機関を選定し、毎年実施計画を定めて計画的に実施している。</p> <p>エ 住民監査請求に対しては、請求のあった日から60日以内に監査及び勧告を行わなければならないこととなっており、最近では毎年1件程度の請求がある。</p> <p>オ 出納検査は、原則として毎月28日に出納局、整備企画課及び病院局(中央病院及びつくしが丘病院)を対象に行っている。</p> <p>カ 知事から審査に付された普通会計及び地方公営企業の決算並びに基金の運用状況について関係書類を審査し、審査意見書を作成して知事に提出している。</p> <p>キ 知事から審査に付された前年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、審査意見書を作成して知事に提出している。</p>

行政委員会活動状況等一覧

名称	公安委員会	委員数	3名 (警察法38)	任期	3年(2回まで再任可) (警察法40)				
設置目的 (根拠条文)	公安委員会は、都道府県警察を管理し、また、法律の規定に基づきその権限に属せられた事務をつかさどる。(地自法180の9、警察法38、)								
委員会の 職責	公安委員会は、最近の想定を超える特異重要犯罪やサイバー犯罪等の発生を踏まえ、時代の変化に即応した高度な意見・提言等が求められており、その職責はますます重要性を増している。また、警察法により、厳格に信用失墜行為の禁止や守秘義務等を課せられ、私生活においても常に身を律すべき環境に置かれているほか、緊急事態発生時には昼夜を問わずに報告を受けることとなり、委員在任中は四六時中、緊張感を維持したままの生活を求められている。								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 月3回 臨時会 年4回 平均2時間52分	署長会議・検討会等参加、各種競技大会・施設等視察等 委員長37回 委員 21回	出席8回 (答弁なし)	警察専用の電話・FAX 備え付けによる連絡体制整備 緊急時の報告受理					
	(上記の説明)								
	<p>ア 定例会では、運転免許、交通規制、犯罪被害者等給付金の支給裁定、古物営業等の監督等、県民生活に関わりのある数多くの行政事務を処理するとともに、県内における事件、事故及び災害の発生状況と警察の取組み、治安情勢とそれを踏まえた警察の各種施策、組織や人事管理の状況等について報告を受け、これを指導して具体的な管理を行っている。なお、定例会は交通行政処分の意見の聴取等も踏まえ、原則、月3回は開催する必要がある。</p> <p>イ 定例会以外では、県警察の様々な活動に参加して実情を把握し、適正に管理するとともに、提言等を行っている。例えば、県下の全警察署長による署長会議(年2回)やブロック別署長会議(3ブロック、年2回)への参加のほか、第一線の警察職員との意見交換をはじめ、若手警察官育成対策等の各種報告会・競技会への参加、士気高揚対策である機動隊督励等、様々な活動を行っている。</p> <p>ウ 他にも、他機関・団体である教育委員会や留置施設視察委員会、警察署協議会等の各委員との意見交換や被害者支援センターとの座談会等を行って幅広く実態を把握するとともに、地域住民の声にも耳を傾けている。</p> <p>エ 他県の公安委員会とも意見交換を行っており、定期的で開催される全国公安委員会連絡会議(年2回)、東北公安委員会連絡会議(年2回)にも参加して日頃の活動に反映している。</p> <p>オ 県民の意見を県警察の運営に幅広く反映するために地域性も考慮され、公安委員3人は県内旧3市を中心とした3ブロックから選定されているため、各種行事に参加する場合には行事計画等の効率性も重要と認識しており、できるだけ定例会開催日の会議終了後に各種行事を設定して参加できるようにしている。</p>								
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会議	行事等	回数計	日数計	備考
	委員長	阿保 耀子	元税務署長	197,000	33	37	70	54	
	委員	井畑 明男	(株)青森銀行取締役相談役	178,000	20	20	40	31	
"	橋本 八右衛門	八戸酒類(株)代表取締役	178,000	33	22	55	45		

名称	公安委員会
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会は、青森県警察の事務について、その運営の大綱方針を定める。(県公安委運営規則2) 2 法令又は条例の特別の委任に基づく都道府県公安委員会規則の制定(警察法38) 3 都道府県警察の事務又は職員の非違に関する監察についての具体的又は個別的な指示(警察法43の2) 4 警察本部長の任免に関する同意(警察法50) 5 警察本部長の懲戒及び罷免の国家公安委員会に対する勧告(警察法50) 6 警察署協議会の委員の委嘱(警察法53の2) 7 警察本部長以外の地方警務官(警視正以上の階級にある警察官)の任免に関する同意、地方警務官以外の職員の任免に関する意見(警察法55) 8 警察本部長以外の職員の懲戒及び罷免の警察本部長に対する勧告(警察法55) 9 警察庁又は他の都道府県警察に対する援助の要求(警察法60) 10 都道府県警察の職員の職務執行に関する苦情の申し出の受理等(警察法79) 11 上記のほか、個別の法律の規定に基づき、その権限に属せられた事務(逮捕状を請求することができる警部以上の警察官たる司法警察員の指定(刑訴法199) / 警備業の認定の取消し(警備業法8) / 古物商の許可の取消し(古物営業法6) / 鉄砲又は刀剣類の所持許可の取消し(銃砲刀剣類所持等取締法11) / 指定暴力団の指定(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律3) / 交通規制の警察署長への委任(道路交通法5) 等)
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 公安委員会は、警察の独善的な運営や政治的利用を回避する役割を担っていることから、委員は県民の良識を代表する者によって構成される合議制の機関である。</p> <p>イ 委員会は、警察の事務について運営の大綱方針を定め、それに適合していないと認めるときは警察本部長に対して必要な指示をすることができる。</p> <p>ウ 職務上、逆恨みを受けたり、危害を加えられるおそれもあることから、委員宅には機械警備を含めたセキュリティ対策を講じるなど、在任期間中は執務時間に限らず、精神的にも物理的にも責務を自覚せざるを得ない環境におかれている。</p> <p>エ いわゆる警察職員の不祥事案について、事実関係や処理方針等を警察から報告を受けるだけでなく、必要に応じて具体的・個別的な監察の指示を行い、再発防止対策の推進状況を検証するなどして適切に管理している。</p> <p>オ 災害発生時等の緊急時において、必要がある場合に警察庁や他の都道府県警察への援助要求手続きを進めるなど、緊急時に備えた連絡体制を確立しておく必要がある。</p>

行政委員会活動状況等一覧

名称	教育委員会	委員数	5名(外教育長) (地教行法3)	任期	4年(再任可) (地教行法12)				
設置目的 (根拠条文)	教育委員会は、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。(地自法180の8)								
委員会の 職責	教育行政の政治的中立性や継続性、安定性を確保するとともに、多様な民意を反映するため、教育に関する見識はもちろんのこと、幅広い知識や経験を有する方々が教育委員会の委員として、教育施策の基本方針、県立高等学校の再編、教職員の人事、分限処分など重要事項・重要方針を決定している。								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会对応	その他の活動					
	定例会 月1回 臨時会 年4回 平均45分	記念式典、卒業式等 委員長35回 委員 22回	出席11回 (うち答弁2回、再任あ いさつ1回)	定例会終了後、担当課 との打合せ2～3時間 県内の教育事情視察2 日間					
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会 議	行事等	回数計	日数計	備 考
	委員長	鈴木 秀和	医師	197,000	13	35	48	43	川村委員長
委員	福島 哲男	(株)福島漁業 代表取締役	178,000	12	22	34	28		
"	島 康子	(有)島木材工業 取締役	178,000	14	23	37	29		
"	高橋 幸江	無職	178,000	15	21	36	31		
"	清野 暢邦	長円寺副住職	178,000	16	20	36	28	鈴木委員	

名称	教育委員会
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育委員会の所管に属する学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する事。 2 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事。 3 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関する事。 4 校舎その他の施設・設備の整備に関する事。 5 学校給食に関する事。 6 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。 7 スポーツに関する事。 8 文化財の保護に関する事。 9 教育に関する法人に関する事。等 計19項目 <p style="text-align: right;">(地教行法23)</p>
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 教育委員は、本県の教育行政の基本方針を決定することが大きな役割である。 また、例年の業務である予算編成、人事方針、条例・規則改正などについても、事務局からの事前の説明・協議の後、承認し、業務を進めるよう指示している。</p> <p>イ 教育委員は、本県の教育行政の基本方針として、社会の変化に伴う教育課題や本県教育課題への対応及び国の教育施策や県の諸計画との整合性を勘案し、「青森県教育施策の方針」を示している。</p> <p>ウ 教育委員は、地域の実情に応じた県民の皆様の多様な教育的ニーズに応えることのできる教育施策の推進を図るため、各学校を訪問し、教育現場の状況や意見の把握に努めている。</p> <p>エ 教育委員会では、社会の変化や中学校卒業生の更なる減少が予想される中であって、現在小学校や中学校で学んでいる子どもたちが、夢をはぐくみ、進路実現に向けた高等学校教育を受けることができるよう、平成20年8月に「県立高等学校教育改革第3次実施計画」を策定した。 策定に当たって、教育委員は、検討段階から状況等について事務局から詳細な説明・報告をさせ、その都度、意見し、必要に応じて指示するなどして、十分に議論を深めて決定した。 今後、後期計画の策定を予定しており、引き続き様々な観点からの議論・検討を行うことを予定している。</p> <p>オ 教育委員会は、所管する公益法人が極めて多い。(学校の後援会はほとんどが公益法人で100団体以上ある。)</p>

行政委員会活動状況等一覧

名称	人事委員会	委員数	3名 (地公法9の2)	任期	4年(再任可:規定なし) (地公法9の2)				
設置目的 (根拠条文)	人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。(地自法202の2)								
委員会の 職責	人事委員会は、中立的かつ専門的人事機関として、県職員約2万人の重要な勤務条件である給与についての勧告を行っているほか、県職員の採用試験、懲戒処分についての不服申立てに対する裁決などを行うため、人事委員会委員は、専門的かつ中立的な立場で、人事行政の公正、妥当性を確保することを任務とすることから、非常に重要な職責を負うものである。								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	年21回 平均1時間	人事委員会勧告等 委員長26回 委員 6回	出席8回 (H19,H21に答弁あり)						
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	(上記の説明)								
	<p>ア 人事委員会の開催は、人事委員会議事規則第2条に「人事委員会の会議は、毎月上旬、中旬及び下旬に各1回開催することを常例としている。」と規定されていますが、実際には、議案の有無、緊急性及び内容について考慮し、各委員の日程調整を行った上で開催しており、その結果、平成20年度は21回開催となっています。開催時間は平均しますと約1時間ほどとなっています。</p> <p>イ 委員会以外の活動状況としては、委員長は、県議会の定例会及び臨時会での答弁などの対応や全国人事委員会連合会総会出席(年1回)、職員団体との会見(年2回程度)、三委員共通の活動として、人事委員会の給与勧告、採用試験の面接(年2回)、公平審査の研修会、口頭審理の出席などで、委員長は年26回、2人の委員は6回となっています。</p> <p>ウ 議案の検討資料が多い場合や検討の時間が少ないと思われる場合には、事前に検討してもらうため、自宅に検討資料を送付し検討していただいている。 具体的には、給与勧告などにおいて、様々な経済指標を始め、全国的な景気動向に関する情報資料などを事前に送付し、資料の検討を行っていただいている。</p> <p>エ 特に委員は、採用試験の面接では、上級試験で1人当たり約20人(21年度約40人)、また、中・初級試験で同じく約20人(21年度約25人)の受験者の面接を行っています。</p>								
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会 議	行事等	回数計	日数計	備 考
	委員長	佐々木 忠一	(株)ササキコーポレーション 相談役	197,000	21	26	47	43	
	委員	工藤 一雄	元青森市助役	178,000	21	7	28	28	
"	遠藤 妙子	団体役員	178,000	21	6	27	27		

名称	人事委員会
委員会の 主な行政 権限	<ol style="list-style-type: none"> 1 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。 2 給与、勤務時間その他の勤務条件等職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。 3 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権が制約されていることに対する代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的としています。そのため、この給与勧告は、県職員の給与決定について非常に大きな役割を果たしています。</p> <p>イ 例年、勧告時に、給与等勤務条件に係る調査結果として、職員給与や民間給与についての実態調査の結果などを報告している。</p> <p>ウ 専門的な人事機関として、職員の採用に当たっては、成績主義の原則や平等取扱いの原則の下、不特定多数の者から能力実証を行って選抜するため、公正、公平に、県職員採用試験の上級、中級、初級試験及び警察官採用試験を実施し、合格者を決定し、採用候補者名簿を作成しています。また、特定の者が特定の職につく適格性があるかどうかを確認する方法として、採用・昇任の選考を実施しています。人事委員会の試験は、県職員の人材確保の面で大きな役割を果たしています。</p> <p>エ 不利益処分についての不服申立制度は、任命権者から懲戒処分など不利益な処分を受けた職員から不服申立てがあった場合に第三者機関である人事委員会が、審査を行い、当該不利益処分が適法、妥当であれば、処分を承認し、違法・不当であれば、取消し又は修正する裁決を行うものです。</p> <p>オ 勤務条件に関する措置要求制度は、労働基本権を制約された代償として、職員の勤務条件の適正を確保するため、職員が勤務時間その他の勤務条件に関し当局により適当な措置がとられるべきことを要求することを職員の権利として保障するもので、こうした措置要求について、人事委員会が審査し、必要に応じて勧告を行うものです。</p> <p>なお、人事委員会は市町村等の公平委員会の事務(上記4と5)を受託しています。(現在の委託地方公共団体数 市10、町村30、一部事務組合等32、計72団体)</p>

行政委員会活動状況等一覧

名称	選挙管理委員会	委員数	4名 (地自法181)	任期	4年(再任可:選挙で選出) (地自法183)				
設置目的 (根拠条文)	選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、当該普通地方公共団体が処理する選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理する。(地自法186)								
委員会の 職責	<p>選挙は、代表者を多数決により選出し、その意見を政治に反映させるためのものであることから、その管理執行に当たっては、特に厳正な対応が常に求められている。</p> <p>県選挙管理委員会に対しては、県及び市町村が管理執行する選挙に関する異議の申出、審査の申立及び訴訟の申立がなされる可能性があるため、常に慎重な判断、決定が求められている。</p> <p>また、より多くの民意を政治に反映させるため、近年の各種選挙における低投票率の傾向に歯止めをかけ、向上させることが求められている。</p>								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 月1回 平均1時間30分	全国総会・役員会等 委員長6回 委員 4回	出席9回 (うち1回は委員選挙) (H19、21に答弁あり)						
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員会に諮る事項は、選挙の多い年や選挙争訟が提起された場合は数が多くなり、また、各種選挙に係る補欠選挙は、その選挙事由が生じた都度行われる。</p> <p>イ 委員長は、全都道府県の選挙管理委員会が組織する「都道府県選挙管理委員会連合会」の総会に年1回出席するほか、県選挙管理委員会が主催する各種説明会や選挙啓発に関する研修会、児童・生徒を対象に毎年実施している「明るい選挙啓発ポスターコンクール」の表彰式に出席している。</p> <p>また、その他の委員も含め、県が管理する選挙においては、選挙長又は選挙長職務代理者として立候補届出の受付や選挙会、当選証書付与式に出席している。</p> <p>ウ 県議会の開会日及び閉会日に出席するほか、質問の通告があった場合には、委員会を代表して委員長が答弁している。</p>								
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会 議	行事等	回数計	日数計	備 考
	委員長	川村 能人	龍淵寺住職	192,000	10	19	29	22	
	職務代理者	一戸 一剛	山一製材所役員	169,000	10	5	15	15	
	委員	野沢 龍夫	無職	169,000	9	6	15	15	
"	和田 元見	無職	169,000	10	6	16	16		

名称	選挙管理委員会
	<ol style="list-style-type: none"> 1 衆議院議員選挙、参議院議員選挙、知事選挙、県議会議員選挙、海区漁業調整委員会委員選挙、土地改良区総代選挙等の管理執行及び助言(公選法5、漁業法88、土地改良法施行令5) 2 最高裁判所裁判官国民審査の管理執行(最高裁判官国民審査法58) 3 市町村が管理執行する選挙助言事務(地自法245の4) 4 選挙啓発に係る事務(公選法6) 5 政治資金規正法、政党助成法に係る事務(政治資金規正法6 ほか) 6 直接請求に係る事務の管理執行及び助言(地自法186) 7 選挙争訟に係る事務(公選法202ほか) 8 国民投票の管理執行(憲法改正手続法150)
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 公選法をはじめ、各種法令によって県選挙管理委員会が管理することとなっている選挙等を執行するほか、市町村が管理する選挙については、主に選挙制度に関する助言を行う。</p> <p>イ 選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、選挙に際しての投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するための各種研修会や事業を実施する。</p> <p>ウ 政治団体の届出の管理、政治資金収支報告書の受付及び集計、公表、政党交付金の使途に関する報告書の審査等を行う。</p> <p>エ 知事や県議会議員の解職請求、県議会の解散請求がなされた場合の直接請求事務を管理するとともに、市町村選管の事務に対し、助言を行う。</p> <p>オ 市町村及び県が管理する選挙の結果に異議申出、審査申立があった場合に、選挙の効力又は当選の効力について審議し、裁決又は決定を行う。</p> <p>カ 国民投票法が平成22年5月に施行されることに伴い、国民投票事務の管理に必要な執行規程を整備するとともに、国民投票事務を管理する。</p>

行政委員会活動状況等一覧

名称	労働委員会	委員数	15名 (労組法19の12)	任期	2年(再任可) (労組法19の12、19の5)				
設置目的 (根拠条文)	労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し調査し、審問し、命令を発し及び和解を勧め、労働争議のあつせん、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。(地自法202の2)								
委員会の 職責	<p>1 公益、労働者及び使用者の代表の各5名の計15名で構成され、不当労働行為の審査や労働争議の調整という業務の性質上、上級機関の指揮監督になじまないことから、一定の独立性を有する組織である。</p> <p>2 国内はもとより、県内においても、昨年来の世界的な不況に伴う派遣切り等の雇用関係の悪化や、二重派遣等の法律違反が起きている。</p> <p>3 そのほか、表面化しないまでも、賃金未払い、賃金引下げ、不当解雇、雇止め、その他労働条件の引下げ等の労働問題が起きており、迅速に対処するためにも労働委員会の果たす役割は大きい。</p>								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会 月1回 平均38分 臨時会 1回	公益委員会議 2回 審査事件 1回 調整事件 7回 全国・ブロック会議等 会長5回 委員1回(平均)	出席0回	(事件当事者との審査・あっせん日以外での打ち合わせを随時行っている。) 必要に応じて開催					
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	(上記の説明)								
	ア 定例会以外の公益委員会議、審査事件に係る会議、調整事件に係る会議は、開催日・開催時間はそれぞれの事件の性質によりまちまちである。								
	イ 審査事件は、公益委員2名が審査委員、労使委員各2名が参与委員となる。証拠資料が多く、処理期間が長くなる場合もあるが、毎月1回程度の審問を開催し、事件処理までの目標期間を1年6か月と設定している。								
	ウ 審査事件に係る会議は、本体会議のみで1回当たり約1時間30分である。(打ち合わせ時間等を除く。)								
	エ 調整事件は、あっせんが主であり、会長があっせん員計4名(公労使事各1名)を指名し、数回のあっせんを開催し、最近では平均して2か月以内に事件を終結させている。								
	オ 調整事件に係る会議は、本体会議のみで1回当たり約2時間から3時間30分である。(打ち合わせ時間等除く。)								
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会 議	行事等	回数計	日数計	備 考
	会長	石田 恒久	弁護士	197,000	11	9	20	23	
	会長代理	大澤 一實	弁護士	183,000	11	6	17	16	
	公益委員	赤城 国臣	弘前大学人文学部教授	169,000	13	6	19	19	
	"	今 喜典	青森公立大学経営経済学部教授	169,000	13	6	19	16	
	"	前田 みき	元 県環境生活部長	169,000	13	5	18	17	
	労働者委員	山内 裕幸	日通労組青森支部執行委員長	151,000	8	8	16	17	
"	上野 パティ	オールサウンズニッパ中央執行副委員	151,000	9	3	12	14		

名称	労働委員会								
委員名簿及び委員毎の活動状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会議	行事等	回数計	日数計	備考
	労働者委員	宮古 武	三八五労組中央執行委員長	151,000	10	5	15	15	
	"	竹山 美虎	東北電力労組青森県本部委員長	151,000	11	6	17	17	
	"	葛西 藤八郎	弘前航空電子労組執行委員長	151,000	13	3	16	18	
	使用者委員	北村 真夕美	(株)青森経営研究所社長	151,000	13	7	20	21	
	"	前田 清敏	前田電子(株)会長	151,000	12	4	16	17	
	"	齊藤 敏郎	県経営者協会専務理事	151,000	13	2	15	15	
	"	沼田 廣	(株)丸石沼田商店社長	151,000	13	4	17	16	村田委員
"	寺下 一之	寺下建設(株)副社長	151,000	12	4	16	18	小山内委員	
委員会の主な行政権限(根拠条文)	【総会】								
	1 労働協約の拡張適用の決議に関する事項(労組法18)								
	2 あつせん員候補者の委嘱及びあつせん員候補者の解任に関する事項(労調法10、労調法施行令5)								
	3 臨時のあつせん員の委嘱に関する事項(労調法12 ただし書)								
	4 調停の開始に関する事項(労調法18、地公労法14)								
	5 仲裁の開始に関する事項(労調法30、地公労法15)								
	6 委員の罷免並びに会長及び会長代理の選挙に関する事項(労組法第19の12、19の7、19の9)								
	7 要求、臨検又は検査に関する事項(労組法22)								
	8 都道府県労委規則の制定及び改廃に関する事項(労組法26)								
	9 特別調整委員の設置、定数及び任期又は罷免に関する事項(労調法施行令1の6、1、1の3)								
	10 その他会長が必要と認める事項(労働委規則5)								
	【公益委員会議】								
	11 労働組合の資格審査(労組法5、11)								
	12 不当労働行為の審査等(労組法7、27)								
13 公益事業における争議予告違反に対する処罰請求(労調法42)									
14 使用者の利益を代表する者の範囲の認定告示(地公労法5)									
(上記の説明)									
ア 労働関係法令は毎年のように改正されており、委員にはそれらの法知識・労働問題に関する知識及び経験が求められることから、常日頃からの自己研鑽が必要である。									
イ 不当労働行為の審査事件については、裁判と同様の書類が多数証拠として提出され、また、労使双方の代理人として弁護士が出席する場合がほとんどであり、準司法的な手続きで行われていることから、特に、委員の中に法曹資格者等は必須である。									
ウ あっせん等の調整事件の場合、辛抱強く、労使双方の主張を聞き、双方の妥協点を見いだし、解決に導くことから、担当する委員にとって、知識はもとより労働問題に関する豊富な経験は必要不可欠である。									
エ 審査・調整事件ともに、担当委員が直接的・主体的に事件処理を行い、担当委員は、審査事件の和解案・命令書作成、調整事件のあっせん案作成を行っている。									
オ 特に、審査事件においては、労使双方が労委命令に不服があるとして、行政訴訟を提起することがあり、この場合、労働委員会が被告となり対応することとなる。									

行政委員会活動状況等一覧

名称	海区漁業調整委員会 (東部・西部)	委員数	各15名 (漁業法85)	任期	4年(再任可:規定なし) (漁業法98)				
所掌事項 (根拠条文)	海区漁業調整委員会は、漁業法に定めるところにより、設置された海区又は海域の区域内における漁業調整のため必要な指示その他の事務を処理する。(地自法202の2、漁業法83)								
委員会の 職責	本県海面漁業を取り巻く環境は、近年、資源や漁獲量の減少などから、岩手県との県境の通称「なべ漁場」でのタラ漁や津軽海峡三厩沖のマグロ延縄漁など、漁業者間の漁場競合による漁場紛争など多くの問題が起こってきており、このような随時的局地的なトラブルの調整・解決に向け、漁業者を主体とする漁業調整機構すなわち海区委員会システムを運用して漁業調整から資源管理まで幅広く活動を行っている本委員会の役割とその使命は、ますます重要となっている。								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会なし 東部 年10回 西部 年12回 平均1時間8分	全国会議・ブロック会議 等 会長9回 委員8回	出席0回	概ね月に1回程度、 県からの諮問及び依頼 を受けて随時開催す る。					
(上記の説明) 委員15名中9名は公職選挙法に基づく選挙により選出されており、公選委員は通称「海の県議会議員」とも言われ、地元において漁業者の要望を聞いたり相談を受けるなど、委員会への出席以外にも現地で日常的な活動を行っている。									
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会 議	行事等	回数計	日数計	備 考
	会長(東部)	木村 民二	百石町漁協組合長	55,000	8	3	11	12	(公選)
	会長代理	富田 由廣	三沢市漁協理事	47,000	10	2	12	13	(公選)
	委 員	東田 義廣	白糠漁協理事	47,000	10	-	10	10	(公選)
	"	川口 克忠	小田野沢漁協理事	47,000	8	2	10	10	(公選)
	"	松本 光明	六ヶ所村議会議員	47,000	7	1	8	9	(公選)
	"	上野 徳光	泊漁協理事	47,000	8	-	8	8	(公選)
	"	二本柳 勝	小田野沢漁協組合長	47,000	7	-	7	7	(公選)
	"	中田 一二三	階上漁協組合長	47,000	5	-	5	5	(公選)長根委員
	"	松下 誠四郎	泊漁協理事	47,000	8	-	8	8	(公選)泉委員
	"	澤口 政仁	三沢市漁協理事	47,000	10	-	10	10	
	"	川端 昭治	尻労漁協組合長	47,000	8	1	9	9	
	"	田高 利美	大畑町漁協組合長	47,000	10	1	11	11	
	"	葛西 恭子	県漁協女性組織協 議会議事	47,000	9	-	9	9	熊谷(七)委員
	"	熊谷 拓治	八戸みなと漁協組合長	47,000	7	1	8	9	
	"	服部 昭	八戸大学教授	47,000	10	-	10	10	
	会長(西部)	前田 廣臣	前外ヶ浜漁協組合長	55,000	12	6	18	19	(公選)船橋委員
会長代理	西崎 義三	新深浦町漁協組合長 青森県信漁連会長	47,000	7	1	8	9		
委 員	古川 俊		47,000	5	-	5	5	(公選)	
"	工藤 喜代作	ほたて貝漁業者	47,000	12	1	13	13	(公選)	

名称	海区漁業調整委員会 (東部・西部)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会議	行事等	回数計	日数計	備考
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員	後藤 賀一	平内町漁協常任理事	47,000	10	-	10	10	(公選)
	"	富田 重基	鱒ヶ沢町漁協組合長	47,000	11	1	12	13	(公選)
	"	成田 金悦	竜飛今別漁協 代表監事	47,000	10	1	11	11	(公選)
	"	中川 善文	深浦漁協理事	47,000	11	-	11	11	(公選)柳谷委員
	"	阿部 市範	平内町漁協清水川 支所常任理事	47,000	11	-	11	11	(公選)福井委員
	"	川山 光則	中泊町議会議員	47,000	9	-	9	9	(公選)川山委員
	"	森 長保	深浦漁協組合長	47,000	10	-	10	10	
	"	角田 順一	中泊町議会議員 下前漁協組合長	47,000	11	-	11	11	
	"	立石 政男	脇野沢村漁協組合長	47,000	12	-	12	12	堀内委員
	"	末永 洋一	青森大学学長	47,000	7	-	7	7	
	"	野坂 ナリ子	県漁協女性組織協 議会副会長	47,000	12	-	12	12	三ツ谷委員
	(上記の説明) 委員はその殆どが漁業者であるため、委員会へ出席する場合は漁を休んで出席している場合もあり、委員報酬は漁の休業補償といった面も持ち合わせている。								
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	1 知事からの諮問に対する答申 (1) 免許内容の事前決定、漁場計画決定(漁業法11)、漁場計画の変更(同11) (2) 漁業権免許申請の審査、適格性優先順位の審査、漁業権を免許すべきでない旨の答申(漁業法12・13) (3) 地元地区又は関係地区内の漁協が漁業権の共有を請求したときの認可についての答申(漁業法14) (4) 漁業権の分割又は変更の免許についての答申(漁業法22) (5) 定置漁業権の抵当権設定についての答申(漁業法24) (6) 区画漁業権の移転認可についての答申(漁業法26) (7) 漁業権免許の際、制限又は条件を付けるときの答申(漁業法34) (8) 休業による漁業権の取消しについての答申(漁業法37) (9) 都道府県漁業調整規則の制定、改廃の場合の答申(漁業法65) 2 知事に対する意見具申等 委員会の指示に従わない者に対する知事命令の申請(漁業法67) 3 決定(裁定、指示、認定) (1) 入漁権の設定等について当事者間の話し合いがうまくいかず、委員会に申請したとき(同法45) (2) 採捕に関する制限、禁止、漁業者の数の制限、漁場の使用制限その他必要な指示(漁業法67) 4 所掌事項を処理するための報告徴収、調査検査等								
	(上記の説明) 委員会の主な業務は、知事からの諮問に対する答申や委員会指示の発動などがある。 委員会指示とは、法律や県の規則で規制できないような局地的、時限的な漁業調整を行うため、委員会として指示を出すもので、最近、報道されたものでは、岩手県の漁業者が本県を提訴している通称「なべ漁場」ではえ縄漁業の禁止に係る委員会指示や、津軽半島沖のマグロはえ縄漁の禁止に係る委員会指示などがある。								

行政委員会活動状況等一覧

名称	内水面漁場管理委員会	委員数	10名 (漁業法131)	任期	4年 (漁業法132、98)				
設置目的 (根拠条文)	<p>内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。(地自法202の2、漁業法130)</p> <p>この法律の規定する海区漁業委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。(漁業法130)</p>								
委員会の 職責	<p>本県内水面漁業を取り巻く環境は、ブラックバスなどの外来魚による食害、コイヘルペスウイルス病やアユ冷水病などの魚病の問題、河川環境の悪化、さらには漁業者と遊漁者との漁場におけるトラブルなど様々な課題を抱えており、これら様々な課題解決に向け、積極的に協議・検討を行っている本委員会の役割とその使命は、ますます重要となっている。</p>								
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動					
	定例会なし 委員会 年5回 部会 年2回 平均1時間30分	全国会議・ブロック会議等 会長7回 委員4回	出席0回	県からの諮問及び依頼等を受けて随時開催する。					
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿(H21.8.1現在)				委員毎の活動状況(平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会議	行事等	回数計	日数計	備考
会長	濱田 正隆	小川原湖漁協 組合長	55,000	5	7	12	15	沼邊会長	
会長代理	藤田 均	青森大学大学院 教授	47,000	7	1	8	9		
委員	七戸 由利	笹内川さけふ化 場長	47,000	4	-	4	4		
"	小林 義美	十和田湖増殖漁 協組合長	47,000	7	-	7	7		
"	平葎 健悦	青森県養鱒 協会会長	47,000	4	-	4	4	坂本委員	
"	祖父江 弘子	(有)そふえ釣具社長	47,000	4	-	4	4		
"	丹藤 公彦	丹藤釣具店社長	47,000	7	-	7	7		
"	日景 弥生	弘前大学 教育学部教授	47,000	1	1	2	3		
"	足助 光久	元県水産増殖セン ター所長	47,000	6	-	6	6	松尾委員	
"	五十嵐 健志	むつ市海と森ふれ あい体験館長	47,000	5	1	6	7	青山委員	

名称	内水面漁場管理委員会
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	<p>1 知事からの諮問に対する答申</p> <p>(1) 漁業調整に関する規則の制定(漁業法65)</p> <p>(2) 増殖計画の策定(漁業法128)</p> <p>(3) 遊漁規則の策定又は変更の認可申請(漁業法129)</p> <p>(4) 知事による遊漁規則の変更命令(漁業法129)</p> <p>(5) 水産動物の採捕の許可の有効期間を短縮する場合(規則7)、採捕の許可をしない場合(規則18)、採捕の許可を取り消す場合(規則19)</p> <p>2 知事に対する意見具申等</p> <p>3 裁定・指示・認定</p>
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 委員会の主な業務は、知事からの諮問に対する答申や委員会指示の発動のほか、各漁協に対する増殖数量の示達がある。</p> <p>イ 一般に河川、湖沼では遊漁者などによる乱獲により資源が枯渇する恐れがあるため、漁業権者である漁協に増殖義務が課せられており、各漁協ごとの増殖数量を委員会において決定している。</p>

行政委員会活動状況等一覧

名称	収用委員会	委員数	7名(+予備委員2名以上) (土収法52)	任期	3年(再任可:内規で3期) (土収法53、)
設置目的 (根拠条文)	<p>1 収用委員会は、別に法律の定めるところにより土地の収用に関する裁決その他の事務を行う。(地自法202の2)</p> <p>2 具体的には、公共事業に必要な土地等の収用又は使用に関し、「公共の利益の増進と私有財産との調整を図る」ことを基本とし、収用又は使用する土地の区域、明け渡しの期限等の公益的事項、補償を受けるべき者、適正な損失補償の額等について判断(裁決)を行う。(土収法1)</p>				
委員会の 職責	<p>1 公共工事を迅速に進めるためには、円滑な土地収用は欠かせないものとなっている。(円滑な土地収用により短期間で施工することができれば、トータルコストがより安価となる。)</p> <p>2 特に本県の場合は、都会のように土地価格に係る争いに起因した裁決申請は少なく、共有地に関する不明裁決申請が圧倒的に多い。このようなケースは、収用委員会による不明裁決が唯一の解決手段であり、東北新幹線、津軽ダム、下北半島縦貫道路など大規模な公共工事を抱えている本県では、その役割はますます重要なものとなっている。</p>				
委員会の 活動状況 (平成20 年度)	会議開催	会議以外の行事等	県議会対応	その他の活動	
	定例会なし (必要に応じて開催) 20年度7回 平均2時間26分	全国会議・ブロック会議 等 会長3回 委員1回	出席0回	各委員は、裁決申請等があるごとに、申請書の読み等のため数日間(3～5日程度)を要している。	
<p>(上記の説明)</p> <p>ア 近年、裁決件数は増加傾向で、月に1回は開催しなければ追いつかない状況となっている。来年度も相当数の申請が見込まれ、今後2～3年は増加傾向が続く見通しである。</p> <p>イ 会議前に委員に送付する申請書は、厚さ10センチのファイル3冊程度になる。各委員は、それぞれの専門分野の観点からこの内容を3～5日かけてチェックしたうえで会議に臨んでいる。</p> <p>ウ 申請された時点で確認した事項でも、その後変更がある都度各委員による確認を行い、適正な申請及び裁決とする必要があるため、会議以外でも各委員は業務を行うこととなる。</p>					

名称	収用委員会								
委員名簿 及び委員 毎の活動 状況	委員名簿 (H21.8.1現在)				委員毎の活動状況 (平成20年度)				
	区分	氏名	職業・経歴	報酬月額	会議	行事等	回数計	日数計	備考
	会長	平田 由世	弁護士	73,000	7	3	10	10	
	会長代理	赤津 重光	弁護士	64,000	7	2	9	9	
	委員	田中 哲	八戸大学教授	64,000	3	1	4	5	
	"	工藤 淳子	一級建築士	64,000	7	2	9	9	
	"	日景 弥生	弘前大学教授	64,000	4	1	5	6	
	"	鈴木 泰雄	不動産鑑定士	64,000	7	1	8	8	森委員
	"	日當 正男	県行政書士会会長	64,000	0	0	0	0	沼田委員、加藤委員
	予備委員	最上 伸子	不動産鑑定士				沼田委員は報酬を県に返還		
	"	中林 裕雄	弁護士						
委員会の 主な行政 権限 (根拠条文)	<p>1 裁決申請書の欠陥の補正命令と却下(土収法41)、受理(土収法42)、明渡裁決申立関係書類の欠陥補正命令(土収法47の3)、明渡裁決申立ての受理(土収法47の4)</p> <p>2 裁決申請書の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知(土収法42、45)、明渡裁決申立関係書類の送付及び土地所有者等への裁決申請の通知(土収法47の4)</p> <p>3 裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記の囑託(土収法45の2)</p> <p>4 審理(土収法46ほか)</p> <p>5 却下の裁決(土収法47)</p> <p>6 収用又は使用の裁決(土収法47の2)、権利取得裁決(土収法48)、明渡裁決(土収法49)</p>								
	<p>(上記の説明)</p> <p>ア 上記のほか、都市計画法など土地収用法を準用している法律もいくつかあり、これらの法律に基づく事務も収用委員会が所管している。</p> <p>イ 裁決申請があった場合、裁決手続開始決定(受理)、審理(現地調査)及び方針決定、裁決というステップで進める。申請から裁決までは少なくとも3か月はかかる。</p> <p>ウ 収用対象関係者からの暴力や嫌がらせ事業への反対行動など、直接委員に危害が及ぶ事も想定される。また、裁決を不服とした訴訟に委員として対応する必要がある。これらの責務を背負っての裁決を行っている以上、会議だけではなく日常的にその職責にあるといえる。</p>								